

令和5年度

# 監査の概要

新潟市監査委員事務局

# 目 次

## I 監査の概要

1. 監査委員とは	1
2. 新潟市の監査委員	1
3. 監査等の種類	3
4. 監査の基準	4
5. 監査結果の処理	5
6. 監査結果に基づく市長等の措置	5
7. 監査の流れ（定期監査）	6

## II 令和5年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）	7
2. 財政援助団体等監査	14
3. 令和4年度 決算審査	17
4. 令和4年度 基金運用状況審査	30
5. 令和4年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査	31
6. 令和4年度 内部統制評価報告書審査	33
7. 例月現金出納検査	35
8. 住民監査請求に基づく監査	35
9. 請求等に基づく監査	36
10. 包括外部監査	36

## III 参考

1. 関係法令・例規	37
2. 用語の解説	38

# I 監査の概要

## 1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立した独任制<sup>(1)</sup>の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

## 2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します（地自法 196）。

監査委員の任期は、識見の監査委員は 4 年、議選の監査委員は議員の任期によります（地自法 197）。

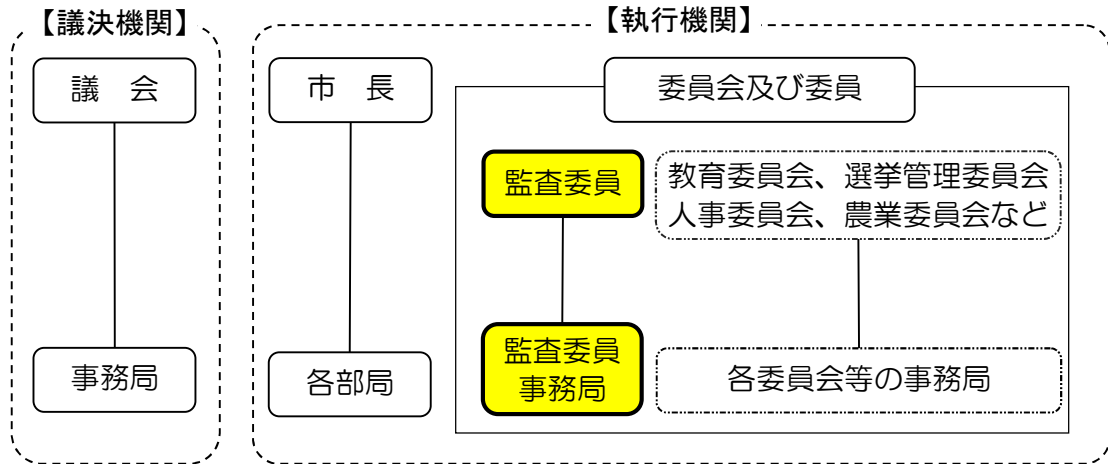
本市の監査委員は次の 4 名です。

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	常 勤	古俣 誉浩	令和 4 年 4 月 1 日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	令和 3 年 10 月 1 日	弁護士
議選委員	非常勤	飯塚 孝子	令和 5 年 5 月 22 日	市議会議員
	非常勤	深谷 成信	令和 5 年 5 月 22 日	市議会議員

(令和 6 年 4 月現在)

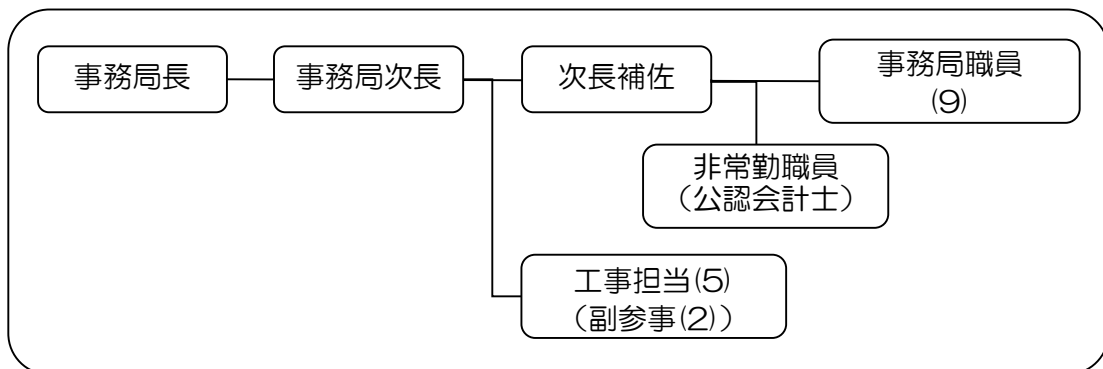
## (1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です（地自法 180 の 5 I）。



## (2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています（地自法 200）。



※表中の（ ）内の数字は職員数。ただし数字がない場合は 1 名。

この他に会計年度任用職員 1 名。

（令和 6 年 4 月現在）

### 【所掌事務】

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 内部統制評価報告書の審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

### 3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類は、次のようなものがあります。

#### (1) 定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令等
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地自法 199 I、IV
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地自法 233 II 地公企法 30 II
基金運用状況審査	市長から提出された基金（定額運用基金）の運用状況調書の審査	地自法 241 V
健全化判断比率・ 資金不足比率審査	市長から提出された健全化判断比率 <sup>(2)</sup> 及び資金不足比率 <sup>(3)</sup> 算定の審査	地公財健法 3 I、 22 I
内部統制評価報告書 審査	市長から提出された内部統制評価報告書の審査	地自法 150V
例月現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地自法 235 の 2 I

#### (2) 必要時に行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地自法 199 II
財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地自法 199 VII
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地自法 199 I、V

### (3) 市民等の請求・要求により行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	住民からの監査請求により行う監査	地自法 242

※その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査（地自法 75）、市長からの要求監査（地自法 199Ⅵ）、議会からの請求監査（地自法 98Ⅱ）等。

### (4) 外部監査人による監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、包括外部監査人が、自治体の財務事務や財政援助を行っているものについて、テーマを決めて行う監査	地自法 252 の 37

## 4. 監査の基準

前記の各種監査は新潟市監査委員監査基準に基づいて実施しています。以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、地方自治法 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、本基準に従って監査、検査及び審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。（基準 2）
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。そのリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。（基準 7）
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。（基準 15Ⅱ）
  - ・ 合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
  - ・ 経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか

- ・効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
  - ・有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- 監査委員は、監査結果に係る報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容などについて、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。  
(基準 23)

## 5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の 6 つの処理区分に整理します。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し措置を求めます。

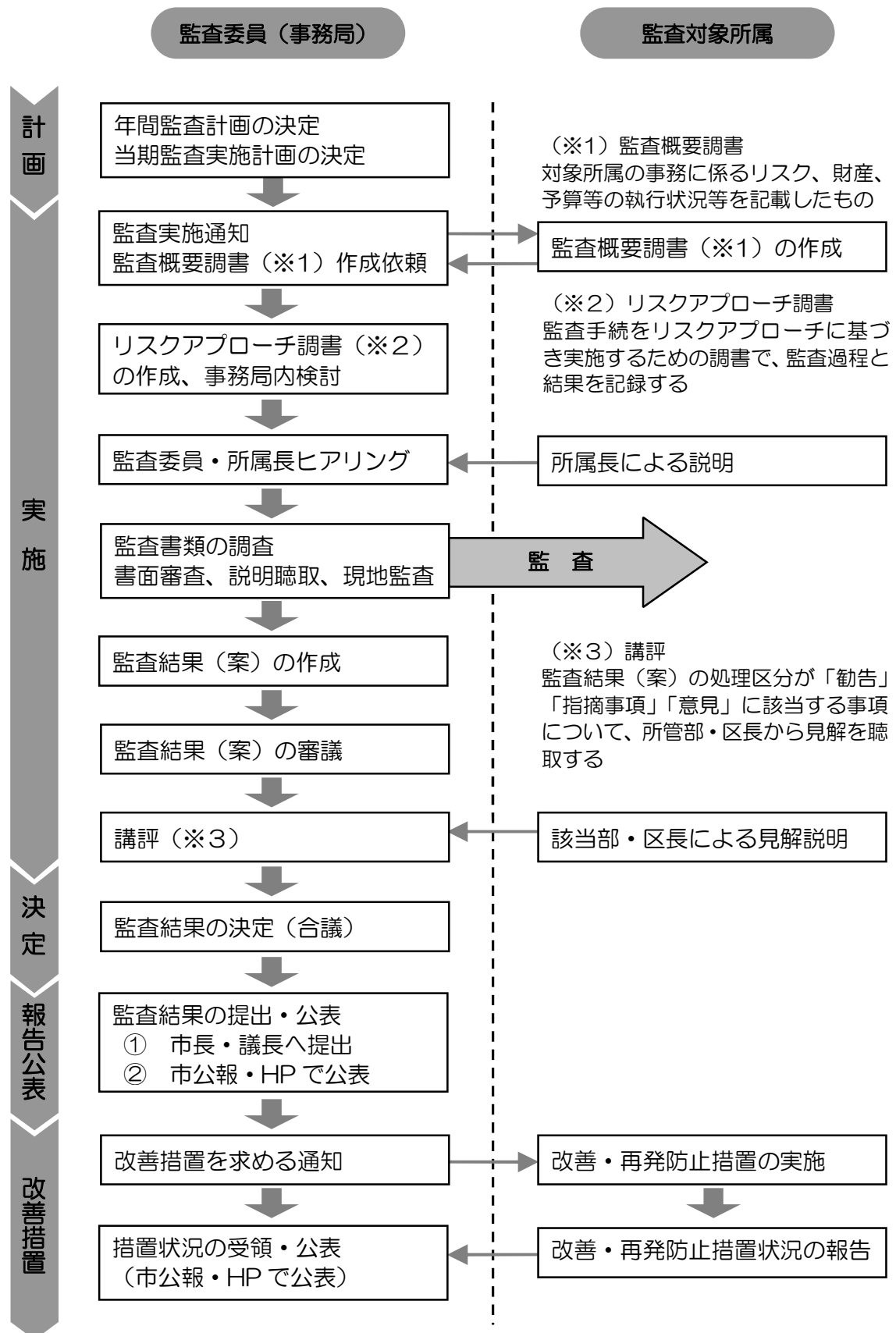
- ① 勧告 指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講ずる必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したものについて、特に措置を講ずる必要があると認める場合（地自法 199XI）
- ② 指摘事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい又は重大であり、是正若しくは改善を求める事項（地自法 199IX）
- ③ 注意事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項、及びその他特に注意する事項
- ④ 指導事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの、及びその他特に指導する事項
- ⑤ 現状確認 検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認するもの
- ⑥ 意見 組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、監査委員の見解として公表するもの（地自法 199X）

## 6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員にその内容を通知するとされています。

監査委員では、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」「指摘事項」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています（地自法 199XIV、XV）。

## 7. 監査の流れ（定期監査）





## Ⅱ 令和5年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。  
「令和5年度監査結果 新潟市」で検索してください。  
(<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kansa/kansa/kansa20230704.html>)

### 1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）

#### (1) 財務等監査・行政監査

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づき適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

#### ● 監査の着眼点（各期共通）

##### ① 重点調査項目

- ・契約事務において、入札手続が適正に実施されているか。
- ・支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているか。

##### ② 共通事項

- ・事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ・事業目的に沿って適切に業務が行われているか。また、事業目的は達成されているか。
- ・監査対象所属別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして所属別の重点調査項目に設定した。

##### ③ 収入事務

- ・収入に係る手続及び時期は適正か。

④ 支出事務	・違法、不当または不経済な支出はないか。
⑤ 契約事務	・契約に係る手続及び契約内容は適正か。
⑥ 財産管理事務	・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

● 令和5年度 第1期（財務等監査・行政監査）

項目	概要
監査対象	危機管理防災局、財務部、江南区役所及び各業務の関係部署
対象事務	令和4年4月から令和5年1月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期	令和5年2月13日～令和5年7月4日
監査事項	・特定任期付職員に対して管理職員特別勤務手当を支給していなかったもの（危機管理防災局防災課）
結果	<p>【22件】</p> <p>ア 収入事務5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状の未発行及び発行遅延</li> <li>・収納事務委託の手続漏れ</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手書き納付書の連番管理不徹底</li> <li>・現金の不適切な管理</li> </ul> <p>ウ 支出事務2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出張旅費の支給遅延</li> </ul> <p>エ 契約事務4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安易な一者随意契約</li> <li>・入札書受任者印の押印漏れ</li> </ul> <p>オ 指定管理事務4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償責任保険の未加入</li> <li>・徴収事務委託告示手続漏れ</li> </ul> <p>カ 補助金・負担金の事務1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付額誤り</li> </ul> <p>キ 財産管理事務1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付料の算定誤り</li> </ul>

● 令和5年度 第2期（財務等監査・行政監査）

項 目		概 要
監査対象		福祉部、こども未来部、西蒲区役所及び各業務の関係部署
対象事務		令和4年4月から令和5年5月末までの期間に執行された令和4年度の財務等に関する事務（一部当年度分及び過年度分を含む。）
実施時期		令和5年8月14日～令和6年1月31日
監査結果	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多額の派遣料金の支払が遅延していたもの（こども未来部保育課）</li> <li>・DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務を怠っていたもの（西蒲区役所区民生活課）</li> <li>・過年度分の請求書を長期にわたり放置していたもの（西蒲区役所区民生活課）</li> </ul>
	注意事項	<p>【54件】</p> <p>ア 収入事務 18件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状の未発行及び発行遅延</li> <li>・過年度収入未済等の調定遅延</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途不明な現金及び切手の保管</li> <li>・徴収事務委託契約の未締結</li> </ul> <p>ウ 支出事務 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料の支払遅延</li> <li>・安易な分割発注</li> </ul> <p>エ 契約事務 5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期継続契約に係る専決区分誤り</li> <li>・入札調書への辞退者未記載</li> </ul> <p>オ 指定管理事務 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料の過少徴収</li> <li>・再委託の承認手続漏れ</li> </ul> <p>カ 補助金・負担金の事務 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付額誤り</li> <li>・補助対象事業完了前の補助金交付</li> </ul> <p>キ 財産管理事務 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産使用料の算定誤り</li> <li>・行政財産使用許可に伴う光熱水費実費の算定誤り</li> </ul> <p>ク その他 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則で引用する法律の条項誤り</li> </ul>

● 令和5年度 第3期（財務等監査・行政監査）

項 目		概 要
監査対象		政策企画部、中央区役所、教育委員会事務局及び各業務の関係部署
対象事務		令和5年4月から令和5年10月末までの期間に執行された令和5年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和5年11月13日～令和6年3月27日
監査結果	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO対象業務について適切ではない理由で一者随意契約をしていたもの（教育委員会事務局学校支援課）</li> <li>・委託料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払が遅延したもの（教育委員会事務局中央図書館）</li> <li>・借地料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払が長期間にわたり遅延したもの（中央区役所建設課）</li> <li>・業務委託料等の支払が遅延していたもの（中央区役所建設課）</li> </ul>
	注意事項	<p>【50件】</p> <p>ア 収入事務 10件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状の未発行及び発行遅延</li> <li>・公民館利用許可証及び使用料減免決定通知書の未発送</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切手及びタクシーチケットの管理不徹底</li> <li>・任意団体に関する会計規程の未整備</li> </ul> <p>ウ 支出事務 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費及び旅費の支払遅延</li> <li>・電気料の重複払い</li> </ul> <p>エ 契約事務 8件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格設定根拠となる参考見積書の破棄</li> <li>・安易な一者随意契約</li> </ul> <p>オ 指定管理事務 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本協定書の紛失</li> <li>・徴収事務委託にかかる告示等の手続漏れ</li> </ul> <p>カ 補助金・負担金の事務 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書添付書類の不足</li> </ul> <p>キ 財産管理事務 10件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公印の紛失</li> <li>・行政財産使用許可に伴う光熱水費実費の算定誤り</li> </ul>
	意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真に実効性のある内部統制が機能する体制の整備について（中央区役所建設課）</li> </ul>

## (2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

建築工事、土木工事とも 2 年で一巡するよう、工事を所管又は工事に関係する所属を対象に、年間 2 期の監査を実施しています。

### ● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

### ● 令和 5 年度 第 1 期（工事監査）

項目	概要
監査対象	都市政策部（新潟駅周辺整備事務所）、土木部（東部地域土木事務所、西部地域土木事務所）、東区役所（建設課）、秋葉区役所（産業振興課、建設課）、西区役所（建設課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	① 都市政策部 新潟駅周辺整備事務所 土木部 東部地域土木事務所、西部地域土木事務所 ・令和 4 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 ② 東区役所建設課、秋葉区役所産業振興課、同建設課、西区役所建設課 ・令和 4 年度に契約した当初設計金額 250 万円を超える工事
実施時期	令和 5 年 3 月 14 日～令和 5 年 10 月 30 日

監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>ア 設計に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時間帯に関して事前の関係機関協議及び地元への調整を怠ったもの</li> <li>・交差点部の歩道と車道の段差解消を怠っていたもの</li> <li>・変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの</li> </ul> <p>イ 積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計単価の決定方法を誤っていたもの</li> <li>・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの</li> <li>・間接工事費等の積算を誤っていたもの</li> <li>・施工地域区分の設定を誤っていたもの</li> <li>・建設発生土運搬の積算を誤っていたもの</li> <li>・産業廃棄物の運搬処分の積算を誤っていたもの</li> <li>・仮設工の積算を誤っていたもの</li> <li>・視線誘導標設置工の積算を誤っていたもの</li> <li>・労務単価の冬期補正を誤っていたもの</li> </ul> <p>ウ 監理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土等についての運用を誤っていたもの</li> <li>・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの</li> <li>・積算基準および単価適用日の変更に係る特記事項の処理を怠っていたもの</li> <li>・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの</li> <li>・建築工事の着手前に必要な建築基準法に基づく計画通知の手続を怠っていたもの</li> <li>・工事打合簿での協議を怠っていたもの</li> </ul>

● 令和5年度 第2期（工事監査）

項目	概要
監査対象	建築部（建築保全課、公共建築課）、下水道部（東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	<p>① 建築部 建築保全課、公共建築課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事</li> </ul> <p>② 下水道部 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事及び令和3年度に契約した下管第25号</li> </ul>
実施時期		令和5年9月13日～令和6年3月27日
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>ア 設計に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター改修工事の設計において法適合の確認を怠っていたもの</li> <li>設計図書に必要な図面の添付がなかったもの</li> </ul> <p>イ 積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変更設計の設計書において数量を誤っていたもの</li> <li>火災報知設備工事の立会検査費の計上を怠っていたもの</li> <li>設計図面に撤去部材の仕様が記載されていなかったことにより廃棄物処分の積算漏れを生じていたもの</li> <li>あと施工アンカーの数量積算に誤った基準を適用していたもの</li> <li>機器質量100kg以上の防災盤の機器搬入費の計上を怠っていたもの</li> <li>当初設計の図面と積算の内容に不整合があったもの</li> <li>設計単価の決定方法を誤っていたもの</li> <li>施工歩掛の決定方法を誤っていたもの</li> <li>労務単価の冬期補正を誤っていたもの</li> <li>積算基準および単価適用日の変更に係る特記事項の変更設計を怠っていたもの</li> <li>購入土及び建設発生土の運搬費の積算を誤っていたもの</li> <li>変更設計で仮設備設置・撤去工の変更を怠っていたもの</li> <li>管理費区分の設定を誤っていたもの</li> </ul> <p>ウ 監理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週休2日取得モデル工事の実施要領の運用を誤っていたもの</li> <li>建築基準法に基づく計画通知の手続を怠っていたもの</li> <li>建設現場に設置する快適トイレの試行実施要領の運用を誤っていたもの</li> <li>現場環境改善費の実施要領の運用を誤っていたもの</li> <li>工事打合簿での協議を怠っていたもの</li> </ul>

## 2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

### ● 監査の着眼点（各期共通）

① 対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</li> <li>・ 経営成績及び財政状態は良好か。</li> <li>・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。</li> <li>・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。</li> <li>・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。</li> <li>・ 自立的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうなっているか。</li> </ul>
② 所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。</li> <li>・ 対象団体と行政の役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。</li> </ul>

### ● 令和5年度 第1期（出資団体監査）

項目	概要						
監査対象	① 対象団体 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター（出資団体） ② 所管課 経済部雇用・新潟暮らし推進課						
対象事務	令和4年4月から令和5年3月までに執行された事務事業						
実施時期	令和5年7月31日～令和5年12月26日						
監査結果	<table border="1"> <tr> <td>指摘事項</td> <td>・本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸表上の一般正味財産に計上されていたもの（団体・所管課）</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td>           ア 提出された会員の退会届を見落とししたことにより会費の還付が生じたもの（団体）            イ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上（団体）         </td> </tr> <tr> <td>意見概要</td> <td>財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提</td> </tr> </table>	指摘事項	・本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸表上の一般正味財産に計上されていたもの（団体・所管課）	注意事項	ア 提出された会員の退会届を見落とししたことにより会費の還付が生じたもの（団体） イ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上（団体）	意見概要	財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提
指摘事項	・本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸表上の一般正味財産に計上されていたもの（団体・所管課）						
注意事項	ア 提出された会員の退会届を見落とししたことにより会費の還付が生じたもの（団体） イ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上（団体）						
意見概要	財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提						



	<p>供し、勤労者等の福祉の向上を支援している。</p> <p>財団はより多くの勤労者等に対してより充実したサービスを提供し、働き方改革を支援していかなければならないが、限られた資源の中で会員数の増加に対応することは難しいため、DXの推進により対応可能な業務体制を整備することは必要不可欠である。</p> <p>そのためには、DXの導入に係る費用やデジタル活用という専門的な分野に係る課題に対し、所管課である雇用・新潟暮らし推進課をはじめ、関係団体や全国の類似団体等と協力・連携を取りながら導入に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>令和6年度から働き方改革が本格化し、企業にはさらなる生産性の向上などが求められることから、勤労者の福利厚生を図ることは重要性を増し、それを支える財団の存在意義は益々高いものとなっている。それ故、財団は利便性や効率性の向上のためDXを推進するとともに、財団の強みである地域に密着した多様かつ質の高い福利厚生サービスを継続的に提供しながら、会員拡大を図っていくことが望まれる。福利厚生事業を通じて中小企業の労働環境を改善し、勤労者等の健康管理やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、その福祉の向上を図ることで、中小企業及び地域経済の持続的発展に、より一層寄与することを期待するものである。</p>
--	--

● 令和5年度 第2期（出資団体監査）

項目		概要
監査対象		① 対象団体 公益財団法人新潟市スポーツ協会（出資団体） ② 所管課 文化スポーツ部スポーツ振興課
対象事務		令和4年4月から令和5年3月までに執行された事務事業
実施時期		令和5年11月6日～令和6年3月27日
監査事項	指摘事項	該当なし
結果	注意事項	ア 期末手当等にかかる賞与引当金の未計上（団体） イ 切手及びタクシーチケットの管理が不適切だったもの（団体） ウ 領収証書の取扱いが不適切だったもの（団体）
	意見概要	<p>財団は市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的に設立され、市民スポーツ活動の普及・振興や、競技水準の向上等を基本方針として掲げ、競技団体や学校団体等の加盟団体と共に本市のスポーツの普及と強化に取り組んでいる。</p> <p>しかし、財団の自主財源は乏しく、財政的依存度は高い状態にあり、人的資源においても制約がある中、従前の事業を遂行しながら、時代の</p>

	<p>変化に応じた課題等へ対応していくことは困難である。そのため、所管課であるスポーツ振興課と協議のうえ、これからの時代に財団が真に果たさなければならない使命や、財団とスポーツ振興課との役割を整理し、将来に向けて事業を再構築しなければならない。また、財政的及び人的課題に対して、スポーツの普及・振興等と体育施設の指定管理業務を一体的に取り組んでいる他都市の団体の事例等を参考に、持続可能な組織のあり方について検討をすることも必要である。</p> <p>スポーツの持つ意義や役割は多様であり、体力の向上や健康増進に資するだけでなく、様々な人や地域との交流を深め、生活の質の向上や自己実現を図り、心の豊かさや生きがいをもたらすことが期待される。市民一人一人がスポーツによって得られる効果を享受し、それぞれのライフステージに応じたスポーツに親しめる機会を得るために、各競技団体の果たす役割は重要性を増し、それらを加盟団体とする財団の存在意義は高いものとなっている。加盟団体を取りまとめ、関係機関と連携して、スポーツの普及と強化に取り組み、新潟市スポーツ推進計画が基本理念として掲げる「スポーツによる活力の創出」の実現に資することを期待するものである。</p>
--	--

### 3. 令和4年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算執行が適正かつ効率的、効果的に行われているかなどについて審査を行っています。

#### (1) 一般・特別会計

##### ● 審査の着眼点

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 決算書類の計数は正確か。
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか。

##### ● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。

予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

##### ● 決算の概要

###### ○ 決算総括表

(単位:千円)

区 分	4年度			3年度比 増減(計)
	計	一般会計	特別会計	
歳入決算額 A	687,458,401	434,885,556	252,572,845	△9,422,116
歳出決算額 B	676,278,202	427,283,282	248,994,920	△7,403,399
形式収支 <sup>(4)</sup> C=A-B	11,180,199	7,602,274	3,577,925	△2,018,717
繰り越すべき財源 D	1,925,695	1,905,162	20,533	△1,799,055
実質収支 <sup>(5)</sup> E=C-D	9,254,504	5,697,111	3,557,393	△219,662
前年度実質収支 F	9,474,166	6,905,164	2,569,002	4,569,445
単年度収支 G=E-F	△219,662	△1,208,052	988,391	△4,789,106
積立金 H	1,473,540	1,167,723	305,817	△4,480,679
積立金取崩し額 I	1,798,162	1,586,623	211,539	1,788,850
実質単年度収支 J=G+H-I	△544,283	△1,626,952	1,082,669	△11,058,635

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 普通会計<sup>(6)</sup>収支状況

(単位: 百万円)

区 分	4年度	3年度	4-3 増減
形式収支 A	8,342	11,291	△2,949
翌年度繰越財源 B	1,905	3,725	△1,820
実質収支 C=A-B	6,437	7,566	△1,129
前年度実質収支 D	7,566	3,570	3,996
単年度収支 E=C-D	△1,129	3,996	△5,125
基金積立 F	1,168	5,751	△4,583
繰上償還金 G	0	0	0
基金取崩し H	1,587	0	1,587
実質単年度収支 I=E+F+G-H	△1,548	9,747	△11,295

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## ○ 主な基金現在高

(単位: 千円)

区 分	4年度末	3年度末	4-3 増減
財政調整基金	8,819,993	9,238,893	△418,900
市債管理基金	36,059	35,576	483
都市整備基金	1,505,826	1,505,697	129

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

※市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

## ○ 市債現在高

(単位: 千円)

区 分	4年度末	3年度末	4-3 増減
一般会計	631,735,205	638,216,126	△6,480,921
特別会計	6,709,141	7,168,987	△459,847
合 計	638,444,346	645,385,113	△6,940,767

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## ○ 財政指標

区 分	単位	4年度	3年度	4-3 増減
実質収支比率 <sup>(7)</sup>	%	2.7	3.1	△0.4
財政力指数 <sup>(8)</sup>	-	0.666	0.676	△0.010
経常収支比率 <sup>(9)</sup>	%	94.9	92.3	2.6
義務的経費比率 <sup>(10)</sup>	%	54.7	55.6	△0.9
人口 <sup>(11)</sup> 当たり地方債現在高	円	816,823	818,765	△1,942
人口 <sup>(11)</sup> 当たり基金現在高	円	13,964	14,353	△389

● 審査意見（各論）

1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 94 億円減の 6,875 億円、歳出が前年度比 74 億円減の 6,763 億円となった。

一般会計の決算総額は、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金が減少したため、歳入が国庫支出金の減などにより前年度比 142 億円減の 4,349 億円、歳出が扶助費の減などにより 111 億円減の 4,273 億円となり、形式収支は 76 億円、実質収支は 57 億円となった。

【表1 一般会計決算収支の状況】

（単位：千円・％）

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
予 算 現 額	468,166,245	490,398,263	△ 22,232,018	△ 4.5
歳 入 決 算 額 A	434,885,556	449,048,990	△ 14,163,434	△ 3.2
歳 出 決 算 額 B	427,283,282	438,419,076	△ 11,135,794	△ 2.5
形 式 収 支 C=A-B	7,602,274	10,629,914	△ 3,027,640	△ 28.5
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,905,162	3,724,750	△ 1,819,588	△ 48.9
実 質 収 支 E=C-D	5,697,111	6,905,164	△ 1,208,053	△ 17.5
前 年 度 実 質 収 支 F	6,905,164	3,003,245	3,901,919	129.9
単 年 度 収 支 G=E-F	△ 1,208,052	3,901,919	△ 5,109,971	△ 131.0
積 立 金 H	1,167,723	5,751,413	△ 4,583,690	△ 79.7
積立金取崩し額 I	1,586,623	0	1,586,623	皆増
繰上償還金 J	0	0	0	—
実質単年度収支 G+H-I+J	△ 1,626,952	9,653,331	△ 11,280,283	△ 116.9

2 歳入状況（一般会計）

一般会計の歳入全体では、前年度比 142 億円減の 4,349 億円となった。

一般財源では、前年度より景気の回復が見られたことなどによる市税や地方消費税交付金の増などにより、前年度比 15 億円の増となった。

また、一般財源以外では、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金の減などにより国庫支出金が減、時短営業などに応じた事業者への感染症拡大防止協力金に対する補助金の減などにより県支出金が減となったほか、地方債が減となったことなどにより、156 億円の減となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位：百万円)

区分	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4年度	前年増減
市 税	118,993	120,964	120,133	119,621	120,943	133,105	136,102	133,682	132,094	134,988	2,894
個人市民税	39,367	39,609	40,175	40,541	41,542	53,753	56,017	55,527	55,097	55,497	400
固定資産税 都市計画税	55,460	56,440	55,949	56,344	56,933	56,495	57,153	57,512	55,846	57,686	1,840
地方交付税	42,593	41,112	41,235	40,248	53,540	53,773	57,230	59,758	69,967	69,540	△ 427
地方消費税交付金	7,901	9,559	15,224	13,812	14,357	15,249	14,700	17,921	19,502	20,296	794
一般財源計	180,879	182,388	187,447	183,589	213,156	215,321	220,475	223,174	236,124	237,590	1,466
国庫支出金	54,226	53,854	54,802	54,853	67,816	62,806	66,341	161,327	106,153	92,922	△ 13,231
県支出金	13,384	13,026	15,440	18,305	18,770	17,900	19,875	20,115	27,984	25,238	△ 2,746
地方債	68,718	65,102	54,666	51,370	61,057	52,282	57,506	50,638	43,730	39,108	△ 4,622
一般財源以外計	189,941	191,818	173,194	171,950	193,245	169,668	180,162	266,292	212,925	197,295	△ 15,630
歳入合計	370,819	374,207	360,640	355,539	406,401	384,989	400,637	489,466	449,049	434,886	△ 14,163

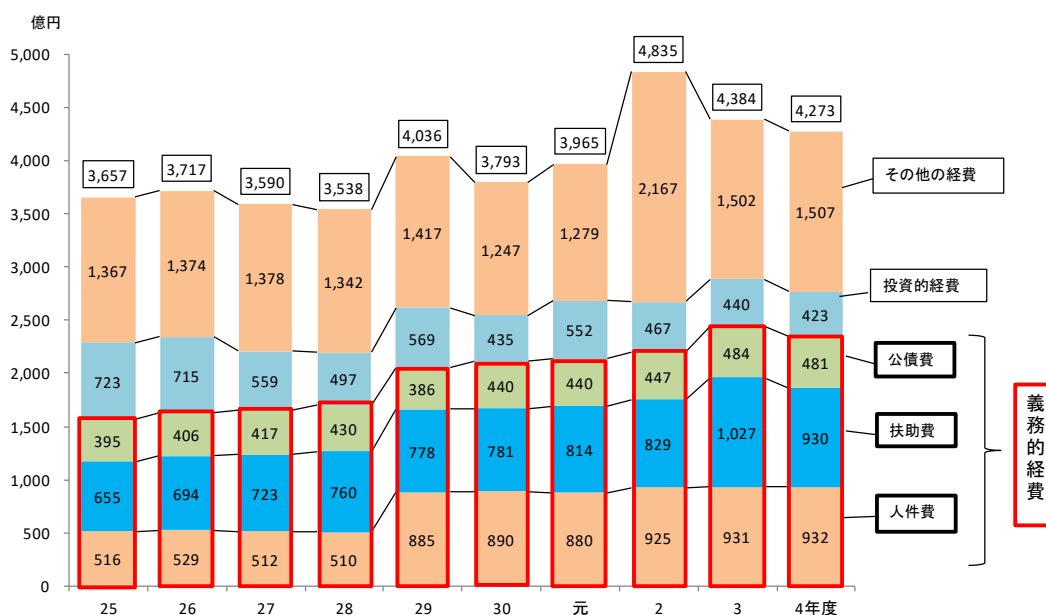
### 3 歳出状況（一般会計）

一般会計の歳出全体では、前年度比 111 億円減の 4,273 億円となった。

義務的経費では、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金の減少などにより扶助費が前年度比 97 億円の減、投資的経費では、新潟駅周辺整備事業の減などにより 18 億円の減、その他の経費では、除排雪経費や光熱費の増加などにより 5 億円の増となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて 0.9 ポイント低下の 54.8%となったが、これは、前述の給付金などの臨時的な扶助費が減少したことによるものである。

【図1 性質別歳出額の推移】



#### 4 財政状況（健全化判断比率）

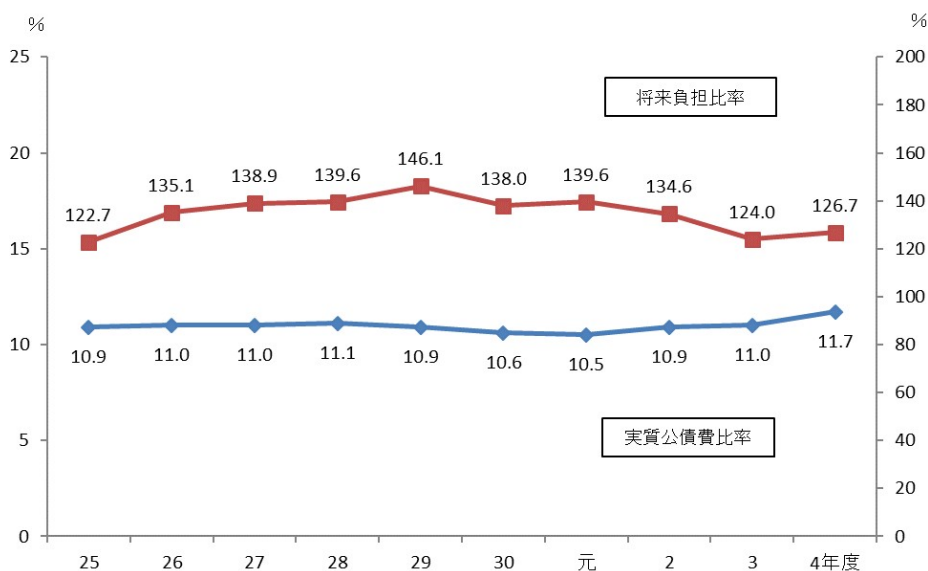
地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標が定められている。

当年度の「実質赤字比率」<sup>(12)</sup>と「連結実質赤字比率」<sup>(13)</sup>は、赤字が発生していないため算定されていない。

「実質公債費比率」<sup>(14)</sup>は11.7%で、前年度に比べて0.7ポイント上昇し、数値は悪化している。「将来負担比率」<sup>(15)</sup>は126.7%で、前年度に比べて2.7ポイント上昇し、数値は悪化している。

なお、いずれの数値も、本市に適用される早期健全化基準<sup>(16)</sup>を下回っている。

【図2 健全化判断比率の推移】



区分	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	11.25
連結実質赤字比率	16.25
実質公債費比率	25.0
将来負担比率	400.0

<参考：政令市比較（令和3年度）>

順位	財力指数	順位	経常収支比率 (%)	順位	実質公債費比率 (%)	順位	将来負担比率 (%)
	新潟市令和4年度 0.666		新潟市令和4年度 94.9		新潟市令和4年度 11.7		新潟市令和4年度 126.7
1	川崎市 1.02	1	大阪市 85.1	1	大阪市 1.8	1	浜松市 0.0
2	名古屋市 0.98	2	岡山市 85.5	2	札幌市 2.7		大阪市 0.0
3	さいたま市 0.97	3	浜松市 88.1		相模原市 2.7		堺市 0.0
4	横浜市 0.96	4	静岡市 90.0	4	神戸市 4.4		岡山市 0.0
5	大阪市 0.92	5	福岡市 90.3	5	浜松市 4.8	5	相模原市 14.2
6	千葉市 0.91	6	熊本市 90.8	6	岡山市 5.1	6	さいたま市 18.9
7	仙台市 0.90	7	新潟市 92.3	7	熊本市 5.4	7	札幌市 29.3
8	福岡市 0.88	8	さいたま市 92.5	8	堺市 6.1	8	静岡市 37.1
9	静岡市 0.87	9	札幌市 93.0	9	静岡市 6.2	9	神戸市 56.4
10	相模原市 0.86	10	相模原市 93.3	10	さいたま市 6.5	10	仙台市 59.1
11	浜松市 0.85	11	堺市 93.7	11	仙台市 6.9	11	福岡市 82.9
12	京都市 0.81	12	京都市 94.8	12	名古屋市 7.2	12	名古屋市 94.2
13	広島市 0.81		広島市 94.8	13	川崎市 8.5	13	熊本市 104.6
14	堺市 0.79	14	横浜市 95.1	14	福岡市 8.8	14	千葉市 116.0
15	神戸市 0.77		名古屋市 95.1	15	北九州市 10.3	15	川崎市 123.4
16	岡山市 0.77	16	神戸市 95.3	16	横浜市 10.6	16	新潟市 124.0
17	札幌市 0.72	17	千葉市 95.7	17	広島市 10.9	17	横浜市 129.9
18	北九州市 0.70	18	北九州市 96.3	18	新潟市 11.0	18	北九州市 150.0
19	熊本市 0.70	19	仙台市 96.6	19	千葉市 11.2	19	広島市 158.9
20	新潟市 0.67	20	川崎市 97.4	20	京都市 11.8	20	京都市 170.4

順位	有形固定資産 減価償却率 (%) (17)	順位	純資産比率 (%) (18)	順位	受益者負担比率 (%) (19)
1	横浜市 57.3	1	大阪市 82.5	1	大阪市 9.0
2	新潟市 59.9	2	相模原市 81.4	2	浜松市 7.0
3	大阪市 60.5	3	浜松市 75.2		北九州市 7.0
4	さいたま市 60.9	4	横浜市 69.3	4	名古屋市 6.8
	福岡市 60.9	5	静岡市 69.1	5	福岡市 6.5
6	熊本市 61.1	6	堺市 68.4	6	仙台市 6.3
7	川崎市 62.1	7	さいたま市 67.0	7	川崎市 6.2
8	仙台市 62.3	8	川崎市 64.7	8	神戸市 6.0
	政令市平均 65.6	9	千葉市 61.8	9	千葉市 5.4
9	岡山市 65.7	10	神戸市 61.4		政令市平均 5.0
10	堺市 66.1		政令市平均 57.3	10	京都市 4.8
11	京都市 66.5	11	京都市 53.9	11	静岡市 4.5
12	広島市 68.0	12	福岡市 52.4	12	横浜市 4.2
13	相模原市 68.8	13	岡山市 51.9	13	札幌市 4.1
14	浜松市 69.2	14	北九州市 51.8	14	相模原市 3.6
15	神戸市 69.3	15	名古屋市 50.5		熊本市 3.6
16	静岡市 69.4	16	札幌市 45.0	16	広島市 3.4
17	札幌市 70.0	17	新潟市 40.8	17	さいたま市 3.3
18	北九州市 70.5	18	仙台市 38.3	18	岡山市 3.2
19	名古屋市 70.8	19	広島市 33.5	19	新潟市 2.9
20	千葉市 72.5	20	熊本市 27.1		堺市 2.9



## ● 審査意見（まとめ）

### （１）令和４年度を振り返って

#### ア 令和４年度予算について

一般会計当初予算は、感染拡大防止対策を最優先としつつ、経済社会活動の再興に全力を挙げて取り組むとともに、本市の重要課題である人口減少社会への対応や拠点性の向上を図ることで、明るい未来を切り拓き「選ばれる新潟市」の実現を目指すという方針のもとで編成された。その後も新型コロナウイルス感染症の流行は繰り返され、ワクチン接種体制の整備など感染拡大防止対策が行われたことに加え、物価高騰に困窮する市民や事業者への対策など、総額で 440 億円にのぼる補正予算が計上されることとなった。

#### イ 令和４年度決算について

一般会計決算は、歳入が 4,349 億円、歳出が 4,273 億円となり、前年度に続き規模の大きな決算となった。歳出では、ワクチン接種体制の整備費や物価高騰対策支援金など臨時的支出はあったが、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金が減少し、歳入についても、給付金の減少に伴い、その財源である国庫支出金が減少したことなどにより、歳入歳出ともに前年度と比べ減少した。

その結果、一般会計の実質収支は黒字だったものの、実質単年度収支は赤字となるなど、全体的に収支は前年度に比べ大きく減少した。これは前年度の決算が、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税が令和２年度決算に比べ大幅に増となるとともに、当初の想定より景気が上向いたことから税収が見込みほど落ち込まなかったなど、新型コロナウイルス禍の影響を大きく受けた特殊な決算であったことによるものである。また、物価高騰に対する経費や除排雪経費の増加に対しては、機動的に対応するとともに、国や県からの支援を最大限活用するなどして、財政調整基金の取崩を一部中止し、基金残高の減少を最小限に抑えた。先の読めない不安定な社会情勢のもと、本市を取り巻く状況は依然として厳しいことに鑑み、引き続き、健全な財政運営にあたられたい。

### （２）人口減少時代においても、心豊かに暮らせる新潟市の実現に向けて

#### ア 物価高騰に伴う財政需要増大への適切な対応を

昨年来、我が国ではエネルギー価格が高騰するなか、円安基調も加わり、原材料や食料品などあらゆる価格が上昇している。本市の消費者物価指数も上昇傾向にあり、国内企業物価指数も伸びが鈍化しているものの、依然として高い水準にある。今後も市民生活や企業活動への影響は予断を許さない状況にあることから、新型コロナウイルス禍から回復基調にある経済社会活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、国や県からの財源を有効に活用するとともに、必要に応じて本市独自の財源を活用するなど、迅速かつ的確な対応が求められる。

さらに、全国的な賃上げの動きが今後広まれば、これが財やサービスの価格に転嫁され、あらゆる財政需要の増大につながる可能性がある。物価や賃金の上昇は税収や交付税などの歳入の増加につながるものの、これが、増大する財政需要を賄えるかどうかは不透明であることから、今後もその動向を注視しつつ、適切に対応する必要がある。

#### イ 市民所得の向上と転出超過の解消による税収の確保を

本市が持続可能な財政運営を行っていくためには、歳出面への対応だけではなく、歳入の中心である税収を確保していくことが重要であることはいうまでもない。「新潟市総合計画 2030」の中でも税収に直結している指標である「市民所得の向上」と「転出超過の解消」に着目した。

2つの指標の近年の動向を見ると、本市の一人当たりの市民所得は、全国平均を下回り令和2年は新型コロナウイルス禍により大きく落ち込んだ。令和4年度の税収から推察すると経済に回復の兆しが見受けられるものの、リーマンショックの際は、その影響が長期化したことから、新型コロナウイルス禍においても同様に、その影響が長期化する可能性がある。一方、人口動態における社会動態は、令和2年こそ転入超過に転じたものの、東京圏を中心に令和3年は再び転出超過に転じ、既に新型コロナウイルス禍以前に戻っている状況が見て取れる。

今後、このような状況が続くことになれば、本市の財政運営に影響を及ぼしかねないことから、危機感を持ってこれらの課題に全力で取り組み、一人ひとりの稼ぐ力を高め、将来を担う人材を確保することで、地域経済を活性化させ、税収の確保につなげていかなければならない。

以上のとおり、物価高騰などの喫緊の課題への対応とともに、先行きの見えない社会情勢のもと、中長期的な視点での財政運営が求められることになるが、人口減少時代に適応し本市が持続的に発展していくためには、強固な財政基盤をつくらなければならない。そのためには、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、財政運営についてこれまで取り組んできた歩みを止めることなく、本市の強みを最大限に活かした施策を展開することで、内外から選ばれ、持続可能で、将来にわたって「心豊かに暮らせる 新潟市」の実現を期待するものである。

## (2) 公営企業会計

### ● 審査の着眼点

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

### ● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務の執行についてはおおむね適正であると認めた。

### ● 各企業別の審査内容

#### 【下水道事業会計】

#### ○ 経営成績

区 分	4年度	3年度	4 - 3 増減
総収益(千円)	30,784,307	30,899,163	△114,856
総費用(千円)	29,902,316	29,905,101	△2,785
純利益(千円)	881,991	994,061	△112,070
営業収支比率(%)	80.0	81.6	△1.6
経常収支比率(%)	102.9	103.3	△0.4

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

#### ○ 審査意見

##### 【経営状況】

当年度の経営成績は、純利益が 8 億 8,199 万円となり、前年度に比べ 1 億 1,207 万円の減益となった。これは、年間有収水量の減少に伴い下水道使用料が前年度より減少したことに加え、エネルギー価格の高騰による光熱水費の増加や、設備投資による減価償却費の増加により、本業の営業損益において 4 億 7,427 万円赤字が拡大したことが主な要因である。

一方で、高い利率の企業債残高が減少していることに伴い、営業外費用の支払利息等が 3 億 3,226 万円減少したことによって、経常利益及び純利益の減益幅は抑えられている。

#### 【今後の課題】

雨水処理については、近年増加している集中豪雨が全国各地で甚大な被害をもたらし、その規模は地球温暖化の進行に伴い増していくことが予測されている中、本市においても令和4年8月に東区を中心に1時間あたり100mmを超える非常に強い雨を経験したことから、浸水対策の着実な実施が求められている。本市では、平成10年8月4日の豪雨を受けて下水道施設の機能強化を進め、令和10年度までに浸水対策率を79.2%にすることを目標としている。現在、松浜排水区における雨水調整池の整備や、烏屋野・万代・下所島排水区における雨水幹線整備等を進めており、令和4年度末時点の浸水対策率は76.8%となった。市民の安心・安全な暮らしを守るために必要な施設整備であるが、これらの浸水対策には膨大な費用と時間を要するため、緊急度や整備効果の高い地域を優先するなど、計画的かつ効率的に整備を進める必要がある。

また、汚水処理については、処理場や管路施設等、これまで整備された多くの施設が今後更新時期を迎え、施設の更新需要は高まることが見込まれる中、人口減少や節水機器の普及などにより下水道の有収水量は減少傾向にあり、下水道使用料も減少していくことが予測されており、依然として厳しい状況は続いている。このような状況に対応するため、ストックマネジメントによる汚水処理施設の効率的な維持管理と改築更新を進めるとともに、下水道への接続促進により下水道使用料の減少を緩和するなど、持続可能な事業運営をすることが求められる。

さらに、当年度は、エネルギー価格の高騰に伴い光熱水費が前年度より大幅に増加し、営業費用全体を押し上げた。加えて、円安等による建設資材価格の高騰や人材不足等による労務単価の上昇は、膨大な数の施設を管理する下水道事業全般に影響を及ぼし、今後この傾向が続けば、建設改良費等が増大し、経営状況の悪化を招くことにより、必要な下水道施設の改築や更新について、その進捗や達成を妨げるおそれがある。

現在検討が進められている第二次新潟市下水道中期ビジョンの改訂にあたり、エネルギー価格の高騰や物価高の影響など、策定時には想定していなかった経営環境の変化を十分に考慮する必要がある。そのうえで、この変化に対して危機感を持ち、事業全般を精査するとともに、将来にわたって下水道事業が安定して運営されるよう必要な見直しを行い、より一層の経営基盤の強化に取り組まれない。

## 【水道事業会計】

### ○ 経営成績

区 分	4年度	3年度	4 - 3 増減
総収益(千円)	15,719,471	15,861,145	△141,674
総費用(千円)	14,967,126	14,427,549	539,577
純利益(千円)	752,345	1,433,596	△681,251
営業収支比率(%)	100.4	104.9	△4.5
経常収支比率(%)	106.4	110.4	△4.0

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### ○ 審査意見

#### 【経営状況】

当年度の経営成績は、純利益が7億5,234万円で前年度に比べ6億8,125万円の減益となった。これは本業の成績を表す営業損益において、給水量の減少に伴い給水収益が減少したことに加え、エネルギー価格の高騰に伴う動力費の増加や近年の設備投資に伴う減価償却費が増加したことで、前年度に比べ6億1,335万円の大幅な減益となったことや、特別利益の浄水汚泥等対策にかかる賠償金が継続協議となり、減少したことが主な要因である。

#### 【今後の課題】

近年の水道事業は、水需要の減少に伴い給水収益は減少傾向にある一方、営業費用は増加傾向であり、営業損益の黒字幅は縮小傾向が続いているが、さらに当年度は、エネルギー価格の高騰に伴い動力費が前年度より大幅に増加し、営業費用を押し上げた。加えて、円安等の影響による建設資材価格の高騰や、人材不足等による労務単価の上昇に伴い、委託料や修繕費、減価償却費などの費用が増加することから、近い将来、経営状況は悪化し、水道水の給水原価が供給単価を上回る可能性があるとともに、純損益が赤字に転じるおそれがある。

また、当年度末の内部留保資金は、後期実施計画の見込額に比べ、実績額が増加しているが、これは、部品調達の遅れなどにより、同計画の見込以上に多くの工事が翌年度に繰り越されたことなどによるものである。令和5年度以降は繰り越された工事の支払があることに加え、現在進めている青山浄水場施設整備事業の支払が本格化するなど、内部留保資金が減少し続ける見込みであることから、資金状況は厳しくなることが懸念される。

このような状況においても、昭和40年代から50年代に建設された老朽化の進む浄配水施設や管路施設については、更新や耐震化を引き続き推進していかねなければならないが、前述のエネルギー価格の高騰や物価上昇などは、現在推進している計画の策定時には想定をしていなかったものであり、今後の事業運営全般に大きな影響を与えるおそれがある。こうした状況を改善し、経営状況の悪化を

防ぐためには、随時、事業効果を検証し、既存の計画について必要な見直しを行うことが求められる。また、令和7年度からの次期マスタープランにおいて、適切に将来の財政収支を見通したうえで、施設規模の適正化や計画的な更新に取り組むとともに、更なる経費削減など費用を抑制していかなければならない。水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民に安全な水道水を安定的に供給するために、水道事業が抱える課題について危機感を持って検討を重ね、持続可能な健全経営となるよう、より一層の経営基盤の強化に努められたい。

なお、職員死亡にかかる損害賠償請求訴訟の判決において、本市に対し、安全配慮義務違反があったとして、令和4年11月に新潟地方裁判所より損害賠償金の支払を命じられた。水道局はこの判決を真摯に受け止め、二度と同じようなことが起きないように再発防止を徹底するとともに、円滑にコミュニケーションを取ることができる風通しのよい職場づくりに一層努めるよう望むものである。

## 【病院事業会計】

### ○ 経営成績

区 分	4年度	3年度	4-3 増減
総収益(千円)	27,717,367	26,029,504	1,687,863
総費用(千円)	27,746,986	26,570,259	1,176,727
純利益(千円)	△29,619	△540,755	511,136
医業収支比率(%)	84.2	82.6	1.6
経常収支比率(%)	100.5	98.0	2.5

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### ○ 審査意見

#### 【経営状況】

当年度は、純損失として2,961万円を計上し、前年度より5億1,113万円赤字が縮小した。本業である医業損益は前年度より2億5,125万円赤字が縮小し、経常損益においても前年度より6億8,466万円改善し、6期ぶりに黒字となった。

医業収益のうち入院収益では、延患者数の増加や、ICUを増床したことなどによる入院単価の上昇が増収につながった。さらに、外来収益においても、延患者数や診療単価の高い化学療法の件数が増加したことなどが増収につながり、医業収益全体では前年度に比べ11億9,775万円増加した。一方、医業費用では、看護師の処遇改善などにより給与費が4億6,342万円、延患者数の増加に伴う医薬品の購入量の増加などにより材料費が4億1,075万円それぞれ増加し、医業費用全体では前年度に比べ9億4,650万円増加した。

医業損益における赤字の縮小に加え、医業外収益における、国・県等からの補

助金が前年度に比べ 3 億 4,074 万円増加したことにより、当年度の決算は大幅に改善している。

#### 【今後の課題】

当年度の経営成績は前年度に比べ大幅に改善したものの、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた決算となっている。感染症患者の受入に備えた空床確保のため診療が制限されたことなどにより、医業損益は悪化した。その損失補償を目的として交付された補助金の金額が結果として拡大した損失以上であったことから、これが赤字縮小の一因であると考えられる。しかし、令和 5 年 5 月 8 日以降は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症と位置付けられたことに伴い、同補助金は大幅に減少することが見込まれ、市民病院の経営に大きな影響を与えるおそれがある。今後はこのことにも危機感を持ち、「新潟市民病院中期計画」に基づき、医療提供体制の強化による診療報酬加算の取得や患者数・手術数の増加など収益確保の取組を着実に進めるとともに、増加する費用の抑制に努められたい。

一方、新潟県医師会が新潟市内における救急搬送の受入拡大に向けて、5 年以内に年間 8,000 台以上の救急車を受け入れる新たな救急拠点を整備することとしており、加えて、令和 6 年 3 月には、県央地域の急性期医療を担う中核病院として新潟県中央基幹病院が三条市に開院する。このように救急患者の受入先が増えることは、多数の救急搬送がより迅速かつ適切に行われるようになり、患者にとって大きなメリットがある。さらに、市民病院ではこれまでも医師の働き方改革に取り組んできたところではあるが、令和 6 年 4 月には改正労働基準法の施行に伴い、医師に新たな時間外労働の上限規制が適用され、限られた医療資源の効率的な活用が課題となる。そのため、初期救急医療から三次救急医療まで幅広く患者を受け入れている市民病院においても、新たな救急拠点等との役割分担を明確にし、救急医療の分野における機能分化を進めることで、更なる医師の負担軽減につながるものと期待される。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行や新たな救急拠点等の整備など、市民病院を取り巻く環境は大きく変化している。市民病院には、感染症指定医療機関として新興感染症への対応を平時より備えておくことが求められるだけでなく、第三次救急医療機関として高度急性期・急性期医療を担う役割が求められている。新潟医療圏の基幹病院として、重症・専門・救急を中心とした質の高い医療を提供し続けていくためにも、新たな救急拠点等を含めた地域の医療機関との役割分担をより一層図るとともに、病病連携や病診連携についても引き続き強化することにより、持続可能な健全経営と、職員が働きやすい職場環境の整備の両立を求めるものである。

## 4. 令和4年度 基金運用状況審査

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

### ● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

### ● 審査の着眼点

- ① 各基金運用状況報告について、その計数が正確であるか。
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか。

### ● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

### ● 基金の運用状況

#### ① 美術資料取得基金

(単位:千円)

区分	美術資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
4年度	259,268	0	0	259,268	40,732	300,000
3年度	259,268	0	0	259,268	40,732	300,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※4年度末における資料有高は絵画11点、版画4点、立体2点

#### ② 歴史資料及び文学資料取得基金

(単位:千円)

区分	歴史・文学資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
4年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
3年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※4年度末における資料有高は文学資料1点



## 5. 令和4年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

市長からの審査依頼に基づき提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

### ● 審査の着眼点

- ① 関係法令に基づき適正に算定されているか。
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

### ● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

### ● 審査意見

当年度における実質公債費比率は3か年平均で11.7%、将来負担比率は126.7%で、ともに早期健全化基準を下回った。

実質公債費比率は、令和4年度単年度では約12.8%と前年度に比べ1.6ポイント上昇した。平成29年度以降上昇傾向にあることから、今後もその推移に留意しながら、健全な財政運営にあたられたい。

また、将来負担比率は、前年度に比べ2.7ポイント上昇したが、これは、前年度決算が令和2年度決算に比べ、普通交付税が大幅に増加したことなど、新型コロナウイルス禍の影響を大きく受けた特殊な決算だったことにより、標準財政規模が著しく増加し、前年度の比率が大幅に良化していたためである。近年の状況を見ると、平成29年度をピークに低下傾向にあるものの、他の政令指定都市との比較では、依然として高い水準で推移していることから、地方債残高の縮減を図るなど、引き続き将来負担比率の着実な低減に取り組むことにより、健全な財政基盤の構築に努められたい。

○ 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率	— (—)	16.25%
実質公債費比率	11.7% (11.0%)	25.0%
将来負担比率	126.7% (124.0%)	400.0%

※「—」は黒字のため記載すべき比率無し。( )内は前年度比率。

○ 資金不足比率

区 分	資金不足比率	経営健全化基準 <sup>(20)</sup>
下水道事業会計	— (—)	20.0%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

※「—」は資金不足がないため記載すべき比率無し。( )内は前年度比率。

(参考) 各比率の算定対象となる会計

会計区分	比率算定の対象となる会計					
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
普通会計	一般会計(公営事業分除く)	○	○	○	○	
	公債管理事業会計	○	○	○	○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	○	○	○	○	
	土地取得事業会計	○	○	○	○	
公営事業会計	国民健康保険事業会計		○	○	○	
	介護保険事業会計		○	○	○	
	後期高齢者医療事業会計		○	○	○	
	下水道事業会計		○	○	○	○
	水道事業会計		○	○	○	○
	病院事業会計		○	○	○	○
	中央卸売市場事業会計		○	○	○	○
と畜場事業会計		○	○	○	○	
一部事務組合、広域連合			○	○		
地方公社、第3セクター等				○		

## 6. 令和4年度 内部統制評価報告書審査

全庁的な内部統制について、市長が設定した評価項目が合理的か、市長の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているかなどの検証を行うとともに、業務レベルの内部統制について、市長が方針に定めた内部統制対象事務が不足なく評価対象に含まれているか、市長による重点リスクの選定や対応策が合理的か、各部局での自己評価と内部統制評価部局の独立的評価を組み合わせる有効性の評価を実施しているかなどの検証を行います。

### ● 審査の結果

令和4年度新潟市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

なお、定期監査等において得られた知見を活用し、下記のとおり意見を付すので、今後の内部統制の整備及び運用において検討されたい。

### ● 審査意見

#### 1 主体的に不備を把握したうえで適正な評価を

本市の内部統制における不備報告は、不備を把握した際に当該不備に対する改善・是正措置を講じたうえで、不備の程度により内部統制評価部局にその内容を報告することとしている。しかし、令和4年度の定期監査において法令等に違反し、又は不当と認められ、その程度が著しい又は重大であると監査委員が判断した3件の指摘事項について、対象所属は監査委員に対する当該指摘事項の措置報告はしていたものの、内部統制評価部局に対する不備報告をしておらず、また内部統制評価部局も当該指摘事項を認識していたにもかかわらず報告を求めなかったことにより、報告書における運用上の不備として把握されず、評価に反映されていなかった。当該指摘事項は内部統制における重大な不備とまではいえないものの、このようなことが繰り返されると、本来重大な不備として把握すべきものが把握されず、評価が適正に行われないおそれがある。

本市における内部統制の運用は、制度の趣旨に鑑み各所属における自律的な運用を基本とし、前述の不備報告をはじめ、その大半が各所属に委ねられている。しかし、未だ制度自体が全職員に十分浸透していない現状において、そのような運用とすることは時期尚早といえる。内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては各所属の自律性を重んじつつも、必要な不備報告のない所属に対してはその報告を求めるなど、制度を推進する部署として主体的に不備を把握したうえで、適正な評価を行うよう努められたい。

## 2 実効性のある内部統制の確立に向けて

内部統制の導入から3年が経過し、その体制が整備されてきている一方で、依然として多くの事務処理誤りが発生するなど、組織としてのリスク評価やリスク対応といった運用面において、内部統制が十分に機能していない状況が続いている。その原因は多岐にわたるが、とりわけ、個々の職員において内部統制に対する理解が不足していることに加え、組織として内部統制の目的を認識したうえで取り組む意識が希薄であることも挙げられる。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する仕組みであり、「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」の4つの目的を達成するために、組織内の全ての職員により遂行されるプロセスである。

その目的を達成するためには、全ての職員がその目的と取組内容、さらに重要性を理解したうえで取り組むことが肝要である。目的を十分に理解しないまま形式的に取り組み続けていても、事務の適正な執行や効率的かつ効果的な行政運営などが達成されることはなく、単に制度の維持が目的となり形骸化するおそれがあることから、内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、あらためて職員一人ひとりの内部統制に対する理解の深化と組織としての意識の醸成を推進する取組が求められる。

市長が内部統制に関する方針で示している「公務能率を高め、適正な事務を執行する組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」ことを念頭に、全ての職員がその目的とそれぞれの役割を再認識したうえで、実効性のある内部統制の確立に向け、一丸となって取り組むよう求めるものである。

## 7. 例月現金出納検査

地方公共団体の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行います。

### ● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）  
毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）  
毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

### ● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）  
会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）  
各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

## 8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認める場合、これを証する書面を添えて、必要な措置を講じるように監査委員に監査を求める制度です。

### ● 監査の結果

No.	件名	結果
1	情報公開請求に係る費用の徴収に関するもの	受理前却下
2	情報公開請求に係る費用の徴収に関するもの	受理前却下
3	個人情報開示請求に係る費用の支出に関するもの	受理前却下
4	情報公開請求に係る費用の支出に関するもの	受理前却下

## 9. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

- 監査の結果  
該当なし

## 10. 包括外部監査

市長と契約した包括外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

- 各年度の実施状況

年 度	包括外部監査人	包括外部監査の内容
令和5年度	公認会計士	外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について（令和6年2月公表）
令和4年度	弁護士	経済政策に関する事務の執行について（令和5年2月公表）
令和3年度	弁護士	教育委員会及び市立学校における事務の執行について（令和4年2月公表）
令和2年度	弁護士	農業政策に関する事務の執行について（令和3年2月公表）
令和元年度	公認会計士	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況（令和2年2月公表）
平成30年度	公認会計士	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況（平成31年2月公表）
平成29年度	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況について（平成30年2月公表）
平成28年度	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について（平成29年2月公表）

### Ⅲ 参考

#### 1. 関係法令・例規

##### ① 関係法令

法 令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条：英数字 項：ローマ数字 号：漢数字

(例) 第 185 条の 5 第 2 項第 5 号 → 185 の 5 II 五

##### ② 関係例規

例 規	備 考
新潟市監査委員条例	制定：S39.3.30、最終改正（施行日）：R6.4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定：S34.10.1、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市監査委員規程 （旧新潟市監査事務運営規程）	制定：H29.3.27、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市監査委員監査基準	制定：R2.2.28、最終改正（施行日）：R6.4.1
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定：H16.3.10、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査 に関する条例	制定：H11.2.25、最終改正（施行日）： H15.9.29
新潟市外部監査契約を締結しよう とする相手方の資格を証する書類 等閲覧規則	制定：H11.3.16、最終改正（施行日）： H19.9.1

## 2. 用語の解説

No.	用語	概要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務（監査）を行うこと。このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」による（地自法 199Ⅺ）。
2	健全化判断比率	地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。①実質赤字比率 <sup>(12)</sup> 、②連結実質赤字比率 <sup>(13)</sup> 、③実質公債費比率 <sup>(14)</sup> 、④将来負担比率 <sup>(15)</sup> の 4 指標で構成される。
3	資金不足比率	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
4	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
5	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。
6	普通会計	決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別会計である土地取得事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計及び公債管理事業会計を、各会計間の重複を調整して加えたもの。
7	実質収支比率	標準財政規模 <sup>(A)</sup> に対する実質収支額の割合を示すもの。財政運営の健全性を示す数値として、一般的に 3～5%が望ましいとされる。
7A	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債）の発行可能額を加算した額。



8	財政力指数	標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示すもの。値が1に近いほど財政力が強いとされる。「基準財政収入額 <sup>(A)</sup> ÷基準財政需要額 <sup>(B)</sup> 」の3か年平均値。
8A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。
8B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要を、一定の方法により算定した額。
9	経常収支比率	経常経費に充当した一般財源の割合を示すもの。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100」。
10	義務的経費比率	歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。
11	人口	この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、令和3年度は令和4年1月1日現在、令和4年度は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。
12	実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する赤字の割合を示す。
13	連結実質赤字比率	普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す。
14	実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率。借入金返済額の大きさを示す。
15	将来負担比率	市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債(借入金)の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する可能性の大きさを示す。
16	早期健全化基準	この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる。

17	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいることを示す。
18	純資産比率	現在世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産をどのくらい蓄積しているかを表すもの。
19	受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出したもの。この比率が高いほど、行政サービスを提供するために発生したコストが受益者負担で賄われていることを示している。
20	経営健全化基準	この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる。